

**個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会
利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロード検討サブワーキンググループ
開催要綱（案）**

1. 目的

本サブワーキンググループ（以下「本SWG」という。）は、「公的個人認証サービス等を活用したICT利活用ワーキンググループ」（以下「WG」という。）の下に設置される会合として、WGにおける検討内容について、より具体的な検討を行うことを目的とする。

2. 名称

本SWGは、「利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロード検討サブワーキンググループ」と称する。

3. 検討内容

SWGは、個人番号カードに格納される利用者証明用電子証明書のスマートフォンへのダウンロードの実現方策、技術的、制度・運用的な課題について検討を行う。

4. 構成及び運営

- (1) 本SWGの主査は、WG主査が指名する。本SWGの構成員は、WG主査が指名する。
- (2) 本SWG主査は、本SWGを招集し主宰する。
- (3) 本SWG主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (4) 本SWG主査は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 本SWG主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本SWGを招集し主宰する。
- (6) 本SWGにおいて検討された事項は本SWG主査がとりまとめ、これをWGに報告する。
- (7) その他、本SWGの運営に必要な事項は本SWG主査が定めるところによる。

5. 議事等の公開

- (1) 本SWGは原則として非公開とする。
- (2) 本SWGで配付された資料については、次の場合を除き公開する。
 - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると主査が認める場合
 - ② その他、非公開とすることが必要と主査が認める場合
- (3) 本SWG終了後、速やかに議事要旨を作成し公開する。

6. スケジュール

本SWGは、平成27年10月から開催する。

7 事務局

本SWGの庶務は、情報通信国際戦略局情報通信政策課及び自治行政局住民制度課において行うものとする。